

居宅介護・行動援護・重度訪問介護 重要事項説明書

(令和元年5月1日現在)

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人 勝央福祉会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	岡山県勝田郡勝央町平242-1
電話番号	0868-38-1880
代表者氏名	理事長 大村 晃一

2 事業所の概要

事業所の名称	指定訪問介護事業所「たんぼぼ」
事業所の所在地	岡山県勝央町平242-1
事業所の電話番号	0868-38-7213
サービス提供地域	勝央町、奈義町、津山市、美作市、美咲町
サービス提供曜日・時間	通常 月～金 8:30～17:30 祝祭日と12月29日～1月3日はお休みです。 但し それ以外の訪問についてもご相談ください。
事業所番号	3313600052
サービスの種類	<input type="radio"/> 居宅介護 <input type="radio"/> 重度訪問介護 <input type="radio"/> 行動援護

3 運営方針

事業所の訪問介護員等は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	資格等
管理者兼サービス提供責任者兼訪問介護員	1名		介護支援専門員 介護福祉士

サービス提供責任者兼 訪問介護員	1名		介護福祉士
訪問介護員兼サービ ス提供責任者		1名	介護福祉士
訪問介護員		6名	介護福祉士 訪問介護員1・2級

5 サービスの内容

身体介護	入浴、排泄、食事介助、身体の清拭、洗髪、着替え介助、居宅内移動介助、その他必要な身体介護
家事援助	調理、洗濯、掃除、買物、整理整頓、その他必要な家事援助
通院等介助	身体介護を伴う通院等の介助 身体介護を伴わない通院等の介助
行動援護	知的・精神障害により生じる行動上著しい困難の介護
重度訪問介護	外出時等移動の介護

6 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

障害者総合支援法で規程された額。月額負担上限額については、各区市町村長が定めた額。ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合などにあつて、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

(2) 通常のサービス提供区域内においては、交通費は無料となります。

(3) キャンセル料 原則無料とします。

(4) 支払い方法 上記利用料の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月14日までに請求しますので、月末までにお支払いください

(5) お支払形態は、現金集金、通帳への振込、自動集金サービスの利用があります。

7 苦情申し立て窓口

ご相談窓口	ご利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時30分
	ご利用方法 電話相談 電話番号 0868-38-7213
	担当職員 管理者 末菅 和則
	面接相談 老人保健施設 勝央苑 相談室

9 緊急・事故発生時の対応方法

活動中に生じた緊急事態等（身体状況の急変を含む）については、所属事業所に連絡をし、

緊急連絡先への連絡、主治医への連絡（主治医に連絡がつかない等の場合には下記協力医療機関に連絡します。）をして指示を受け応急手当、救急車の手配などを行います。

なお、状況によっては連絡の順番が前後することもあります。対応実施において、担当訪問介護員は支援実施時間いっぱいまでは対応する事とし、それ以後の対応が必要な場合はサービス提供責任者が担当訪問介護員に替わり対応いたします。

また、状況・経過等の記録を作成し市町村・関係機関等へ報告・連絡します。

利用者の主治医	主治医	
	医療機関名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 1	氏名	
	住所	
	電話番号	
	携帯電話番号	
緊急連絡先 2	氏名	
	住所	
	電話番号	
	携帯電話番号	
緊急連絡先 3	氏名	
	住所	
	電話番号	
	携帯電話番号	

※ 緊急連絡時には上記順番にて連絡をしていきます。

協力医療機関

- 小坂田医院 勝央町勝間田178 電話 0868-38-2043
- 大村医院 勝央町勝間田220-2 電話 0868-38-2058
- 太平台医院 勝央町平1242 電話 0868-38-5775
- 小林医院 勝央町岡37 電話 0868-38-2008
- さとう記念病院 勝央町黒土45 電話 0868-38-6688

10 守秘義務について

業務上知り得た利用者又は家族及び親族等の情報・秘密を漏らしてはならない。また、職員の雇用契約終了後においても厳守いたします。

但し、サービス担当者会議等での利用等正当な理由がある場合には、利用者又は家族及び親

族の個人情報を使用することが出来るものとする。

1 1 人権の擁護、虐待防止等について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為の責任者として事業所管理者の末菅和則を設置。事業支所管理者は利用者の人権の擁護、虐待の防止等について研修会を年1回以上実施するものとします。

1 2 第三者評価実施状況について

当事業所は、第三者機関による評価を実施していません。

令和 年 月 日

(乙) 当該事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり甲1、甲2、甲3に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙) 事業者

事業所所在地 岡山県勝田郡勝央町平2 4 2 - 1

名称 社会福祉法人 勝央福祉会

理事長 大村 晃一 ㊟

説明者 指定訪問介護事業所「たんぼぼ」

㊟

(甲) 私は、本書面に基づいて甲から上記重要事項の説明を受けました。

私は、居宅介護サービス等の提供開始に同意します。

(甲1) 利用者 住所

氏名
_____ 印

(甲2) 利用者家族 住所

氏名
_____ 印

(甲3) 代理人 住所

氏名
_____ 印